

林俊夫・弁護士著　くらしの交差点「法学入門」全国信用金庫協会広報誌「楽しいわが家」1989 年 4 月号を読む

国際結婚と戸籍・氏

1. (1)国際化時代に伴い、日本人が外国人と結婚する国際結婚が増加しつつある。
(2)国際結婚をめぐる法律問題はいろいろあるが、今回は戸籍と氏の問題を取り上げてみる。
(3)例として、日本人女性山口聖子とアメリカ人男性マイケル・レーガンが結婚する場合を考えてみよう。
2. (1)まず、山口聖子の戸籍はどうなるか。
(2)以前は、山口聖子は独身時代と同様に親の戸籍に入ったままで、その身分欄にマイケルと結婚した事実が記載されるにすぎなかった。
(3)しかし、これは日本人同士が結婚した場合に二人の新しい戸籍が作成されるのと大きく異なり、結婚相手による差別的取り扱いともいえるので、法改正が行われ、昭和 60 年以降現在では、外国人と結婚した日本人についても新しい戸籍を作ることになった。(戸籍法 16 条 3 項)
(4)ただ、この場合には、山口聖子一人だけの戸籍となる。
(5)なせなら、戸籍というのは、日本国民を登録し、その身分に関する事項を記載してそれを証明するための公簿であるから、日本国民でないマイケルはその戸籍に載ることはないからである。
3. (1)では、二人の間に子供が生まれた場合にその子供の戸籍はどうなるか。
(2)夫婦の一方が日本人であれば、その子供は日本国籍を取得することになるから(国籍法 2 条)、その子供は山口聖子の戸籍に入ることになる。
4. (1)次に、山口聖子が自分の氏をレーガンに変えたい場合にはどうするか。
(2)以前は、外国人と結婚しても日本人の氏は変わらず独身時代のままであるとされ、もし希望するならば、家庭裁判所に氏変更の申し立てをして許可をもらう必要があった。
(3)しかし、これでは手続きが大変である。
(4)そこで、この点も法改正が行われ、現在では、結婚によりいったんは親と同じ氏の山口で新しい戸籍を作った上で、結婚した日から 6 ヶ月以内に市区町村長、または在外公館に氏変更届を提出するだけで、山口の氏をレーガンの氏に変更できるようになった。(戸籍法 107 条 2 項)。
(5)ただし、この場合には、レーガンは英語文字ではなく、日本文字でなければならない。
(6)また、結婚後氏を変更した人が、離婚して結婚前の氏に戻りたいと希望した場合でも、離婚の日から 3 ヶ月以内に届け出をするだけで、元の氏に戻ることができる(戸籍法 107 条 3 項)。

(7)なお、右に述べた期間を過ぎてしまった場合は、氏を変更するには家庭裁判所の許可が必要となる(戸籍法 107 条 1 項)。

5. (1)山口聖子が結婚後右のような手続きを取ってレーガンの氏に変更しておけば、その後に生まれた子供の氏も当然にレーガンとなる。
- (2)しかし、山口聖子が自分では氏の変更をしないけれども、その子供の氏をレーガンにしたい場合もある。
- (3)現在では、そのような場合でも家庭裁判所に申し立ててその許可をもらえば、その子供の氏をレーガンに変更することができるようになった(戸籍法 107 条 4 項)。